

地方自治法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 の規定に基づき、十島村  
会計年度任用職員（平島出張所長）を次のとおり募集します。

令和 5 年 10 月 25 日

十島村長 肥 後 正 司

## 会計年度任用職員募集のお知らせ

- 1 職種及び採用人員 出張所長 1 名
  - 2 雇用期間 採用の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。  
正式採用前に試用期間を設ける場合があります。  
採用後は勤務状況良好につき、延長する場合があります。
  - 3 勤務地、応募資格、業務内容等
    - (1) 応募資格 次の各号に掲げる条件を満たす者
      - ① 健康で、かつ意欲をもって職務を遂行する者で、地方公務員法第 16 条の欠格要件に準じ当該各号の規定に該当しない者
- 地方公務員法第 16 条

  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ② 学校教育法による高等学校以上を卒業した者
  - ③ 村内に住所を有する者又は現在村外に住所を有しているが採用後は十島村平島に居住し、採用予定日から就業可能な者
  - ④ 採用時において、年齢がおおむね 40 歳未満の者
  - ⑤ 中学生以下の家族を有していること、あるいは婚姻していること、のいずれかを満たし、家族を含め夫婦揃って平島に居住可能であること
  - ⑥ 次のア～エのいずれかに該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
  - イ 国又は他自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者
  - ウ 市町村民税等公共料金を滞納している者
  - エ 村の各種委員会の委員である者
- (2) 勤務地 平島出張所（住居がない場合、応相談。）
- (3) 業務内容 所属長の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事します。
- ① 村税及び国民健康保険税等の徴収に関すること。
  - ② 使用料及び手数料の徴収に関すること。
  - ③ 転入及び転出届けに関すること。
  - ④ 国民年金、国民健康保険及び介護保険の取得及び喪失に関すること。
  - ⑤ 急患、災害発生時の連絡調整に関すること。
  - ⑥ 村有財産の管理運営に関すること。
  - ⑦ 村営高速船の乗船券の発売並びに綱取りに関すること。
  - ⑧ 村事業の労務使役管理に関すること。
  - ⑨ 地域住民との行政等の連絡調整に関すること。
  - ⑩ その他村長が必要と認めること。
- (4) 勤務時間 週 37 時間 30 分で地域の実情に応じて所属長の命令を受けて割り振られた時間
- (5) 所定労働時間を超える労働 有り
- (6) 休日 年次有給休暇のほか、有給、無休の特別休暇があります。
- (7) 給与等 基本給月額 203,100 円（令和 5 年度実績）
- (8) 手当 出張所管理手当 月額 46,000 円  
期末手当（令和 4 年度実績 1.35 月／年）  
退職報奨金（勤続 3 年超え後から付与）
- (9) その他の収入 定期船手続き手数料、郵便物配達委託料
- (10) 保険補償等 共済組合健康保険、厚生年金、雇用保険等
- (11) 地方公務員法の服務規定が適用されます。
- (12) その他 勤務に支障のない範囲で副業可

#### 4 選考の方法

書類審査のほか、適性検査等・面接試験

（適性検査等・面接試験は、書類審査後、改めて、通知します。）

#### 5 合格通知 文書又は電話で受験者に通知します。

#### 6 応募手続き

- (1) 応募書類の提出先及び問い合わせ先  
十島村役場総務課総務係  
〒892-0822 鹿児島市泉町 14 番 15 号

TEL 099-222-2101

様式は、ホームページからダウンロードしてください。

(2) 申し込み方法

申込書に必要事項を記入のうえ次の書類を添付して提出すること。

- ① 令和5年度会計年度任用職員応募用紙
- ② 履歴書・身上書
- ③ 面接カード

※ 履歴書に顔写真を貼付すること（申し込み前1月以内に帽子を着けないで正面上半身を撮影した縦4.5 cm横3.5 cmのもの）

※ 郵便で申込する場合は、封筒の表に「応募申込」と朱書きして必ず書留郵便とする。

(3) 受付期間

- ① 随時受付（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分（郵便可。）